



## 区長コラム ずっともっとめぐろ

目黒区長 青木英二

皆さん、こんにちは。区長の青木英二です。

先月8日、関東甲信地方の梅雨入りが発表されました。その数日前となる先月2日から3日は、台風2号と梅雨前線の影響により、総合庁舎と田道住区センター三田分室に自主避難所を開設しました。梅雨が明けると、いよいよ本格的な夏の到来となり、今後数カ月、大雨や水害、そして熱中症などへの警戒が必要になっていきます。どうぞ皆さん、防災に対する備えを進めていただくとともに、お体にも気を付けてお過ごしください。

今回の特集は、今年度到新設した碑住区センター児童館と東根住区センター児童館のご紹介です。どちらも視察をしましたが、とても素敵な児童館が誕生したと思っています。児童館と聞くと、小さいお子さんや小学生の施設という印象のかたもいらっしゃるかと思いますが、実際には中学・高校生が楽しめる場であるとともに、子育てされている保護者が楽しく交流できる場でもあります。

東京電力管内では、この夏も電力不足の懸念から無理のない範囲での節電が呼び掛けられています。児童館は、冷房も効き快適にお過ごしいただけます。今号でご紹介しているさまざまなプログラムも参考にしながら、ぜひ児童館を満喫してみてください。

そして、12面は「第1回めぐろデジタル商品券」のご案内です。この商品券は区商店街連合会が販売するもので、プレミアム率30% 12万セットのご用意となります。7月3日からインターネットを通じてお申し込みが可能です。ぜひご応募いただければと思います。また、デジタル商品券のお申し込みやスマートフォンのご使用に不安のあるかた、デジタル商品券が当選したもののスマートフォンをお持ちでないかたなどには、出張スマホ相談会やスマートフォンの貸し出し(ご希望のかたが多い場合は抽選)も行いますので、こちらも併せてご利用ください。区は、地域経済の再生・発展に向けて、今後も積極的に後押しをしていきたいと考えています。

最後に、新型コロナウイルス感染症についてです。厚生労働省の助言機関によると、4月上旬以降、新規感染者数が緩やかに増加しており、夏の間に一定の感染拡大の可能性があるとの見解を示しています。既に新型コロナウイルスの感染症法上の分類は季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられていますが、区としては、医療機関などと連携しながら適切な体制を構築し、今後の不測の事態に備えていきます。また、ワクチン接種は、集団接種から個別接種に移行しています。必要なかたは接種のご検討をお願いいたします。

## 高 後期高齢者医療制度の被保険者証の更新と保険料通知の送付

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかた(65~74歳の障害認定を受けているかたを含む)が加入する医療制度です。

☎国保年金課後期高齢者医療係 ☎5722-9838、☎5722-9339

### 負担割合が変更になるかたへ新しい被保険者証をお送りします

医療費の自己負担割合(1割、2割、3割)は、8月1日を基準に前年(4年)中の所得を基に判定しています。8月以降の割合が変更となるかたへ、新しい被保険者証を7月中旬頃にお送りします。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証をお送りします

7月31日が有効期限の認定証や、以前交付を受けていた場合で、8月以降も該当するかたには、新しい認定証を7月下旬頃にお送りします。認定証を医療機関へ提示することで、保険適用医療費の自己負担限度額が適用されます。新規申請を希望されるかたはお問い合わせください。

### 保険料通知をお送りします

7月中旬に、後期高齢者医療保険料賦課決定通知書などをお送りします。保険料は個人単位での算定のため、保険料通知は個人ごとにお送りします。納付方法は、特別徴収(年金からの引き落とし)と普通徴収(納付書・口座振替)があります。口座振替を希望されるかたはお問い合わせください。

### 保険料の軽減制度

次のかたには軽減制度があります。

- ・所得の低いかた  
均等割額と所得割額の軽減制度があります。軽減を受けるには、所得の申告が必要です。
- ・制度加入直前まで会社の健康保険など(国民健康保険・国民健康保険組合を除く)の被扶養者だったかた  
2年を経過する月まで、所得割額はかからず、均等割額が加入から5割軽減となります。
- ・被災などの特別な事由により保険料の納付が困難なかた  
申請により保険料が減免となる場合があります。

### 保険料額

5年度の年間保険料は、4年中の所得を基に、下記のとおり計算します。なお、年度途中で75歳になったかたは誕生月から、目黒区に転入したかたは転入月から保険料がかかります。

### 年間保険料額の計算方法(限度額66万円)

均等割額=46,400円	+	所得割額=所得(※)×9.49%
--------------	---	------------------

※年金所得(年金収入-公的年金等控除)や給与所得(給与収入-給与所得控除)などの合計額(総所得金額等)から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を差し引いた額

## 高 65歳以上のかたの介護保険料が決定しました

☎介護保険課介護保険資格・保険料係  
☎5722-9845、☎5722-9716

6月に今年度の住民税などが確定したことに伴い、保険料額を記載した介護保険料決定通知書などを7月10日から順次発送予定です。詳細は、決定通知書や同封のリーフレットなどをご覧ください。

### 納付方法

特別徴収(年金からの引き落とし)と普通徴収(納付書・口座振替)があります。口座振替を希望されるかたはお問い合わせください。

### 区独自の介護保険料減額制度

申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

- ☑今年度の介護保険料を2分の1に減額
- ☑介護保険料の所得段階が第1~4段階で生活が困窮している、次の①~④全てを満たすかた(生活保護世帯を除く)
  - ①1カ月の平均収入額が生活保護基準額の1.15倍以下の生活困窮世帯
  - ②住民税課税者に扶養されていない、または生計を同一にしていない
  - ③本人と同一生計世帯員に居住用以外の不動産がない
  - ④本人と同一生計世帯員に活用できる資産がない(本人と同一生計世帯員の合計預貯金額が300万円以下)

申請期限 6年3月29日